

## 県教育委員会

## 勤務時間の15分短縮

## 「基本は勤務終了時間15分繰り上げで」

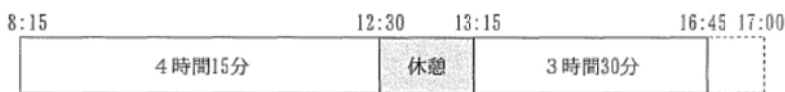
来年度から、1日の勤務時間が8時間から7時間45分に短縮されます。その15分短縮の方法に関して、県教育委員会は、「基本は、勤務終了時間を15分繰り上げる」、「昼の休憩時間を60分にすることは不適切」という指導を校長に行っています。

## 県立学校に関して3つのパターンを例示

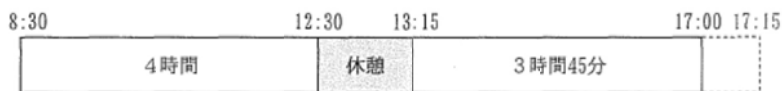
県教委は、県立学校に関しては、下の3つのパターンを「例示」として示しています。

「例示」ととどめているのは、勤務時間の割振は、校長の「専決事項」であり、分会と校長との交渉を経て、学校毎に決められるものだからです。

## 例 1 [8:15~16:45、昼休憩]



## 例 2 [8:30~17:00、昼休憩]



## 例 3 [8:15~16:45、放課後休憩]



## 昼休みを60分にすることは不適切

一部の管理職は、昼休みの休憩時間を15分延長して60分とすることで、勤務時間の15分短縮を吸収しようと考えています。

これに対して、県教委は、「全ての教職員が、実質60分の休憩時間を取れることが前提」としていま

す。休憩時間が確保できない実態を放置して、形式的に休憩時間を15分延長しても、結局は、拘束時間は変わらず、勤務軽減に一切つながりません。こういう運用は不適切です。

## 朝15分遅らせる運用も可能

朝の勤務時間開始時刻を15分遅らせることで、勤務の軽減ができる職場もあります。例示には含まれていませんが、県教委は、そういう運用も可能としています。

勤務時間の割振は、分会と校長の交渉事項  
教職員の要求を元に、校長交渉を！

## 重要な交渉事項

勤務時間の割振は、最も重要な勤務条件ですから、当然、組合の分会と校長の交渉事項です。交渉をすることなく、校長が一方的に押しつけることはできません。

勤務時間の15分短縮が実質の勤務軽減につながるように、職場の実態や教職員の要求に基づいて、勤務時間開始を15分遅らせるのか、終了を15分はやめるのか、校長交渉を実施して、方針を決定しましょう。

## 時間年休の取り扱いは未定

勤務時間の15分短縮に伴って、時間年休の取り扱いや、非常勤嘱託員等の勤務時間なども変更されます。

国の人事院は、2月27日、国家公務員についての取り扱いについて、人事院規則の変更を発表しました。

兵庫県の取り扱いについては、国に準じて、高教組との交渉を経て、決められることとなります。

その結果は、追ってお知らせします。